

玄海1, 2号機 廃止措置計画変更認可申請の概要

玄海1, 2号機では、安全を最優先に廃止措置作業に取り組んでおり、今後も着実に廃止措置を実施していくための検討を進めています。

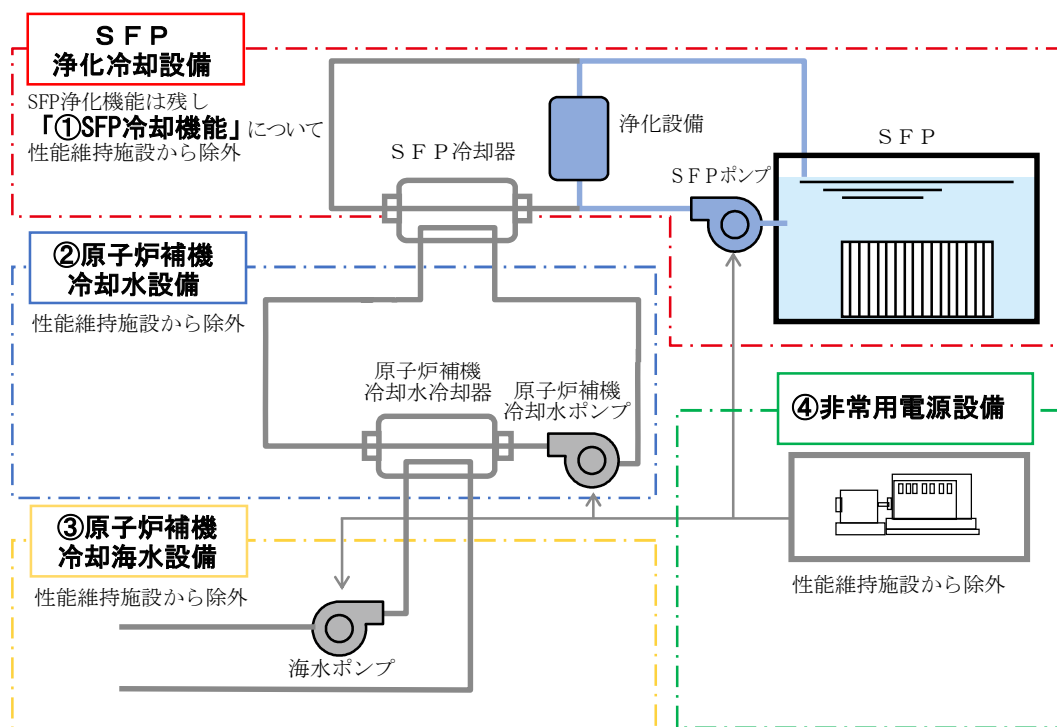
今回、第2段階以降(2026年度から実施予定)の解体作業を円滑に進めるため、廃止措置期間中に性能を維持すべき施設(以下、性能維持施設という)の変更に係る廃止措置計画変更認可申請を行いました。

本変更により、1, 2号機で共用している設備をできる限り2号機側に集約し、不要と判断した設備を停止することで、廃止措置の更なる安全性向上を図ります。

1. 申請概要

(1) 1, 2号機の使用済燃料プール冷却の停止

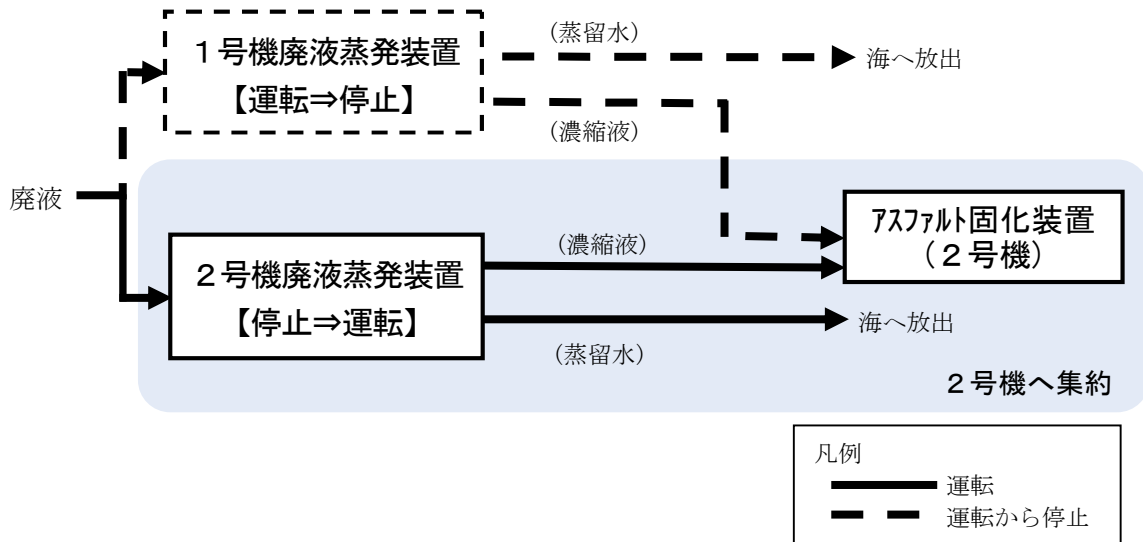
1, 2号機の使用済燃料プール(以下、SFPという)冷却関連設備(①~④の設備)について、SFPの冷却機能を停止した状態でのデータ測定や評価をした結果、SFPの水温が保安規定で定める施設運用上の基準値を超えないことを確認したことから、当該設備を性能維持施設から除外し、不要と判断した設備の運転を停止します。



【SFP冷却関連設備の概略】

(2) 運転する廃液蒸発装置を1号機から2号機へ変更し廃棄物処理を2号機側へ集約

現在、1, 2号機の各設備で放射線管理区域内の廃棄物の処理を行っていますが、性能維持施設としている廃液蒸発装置を1号機から2号機へ変更し、廃棄物処理設備を2号機側に集約します。集約に伴い、1号機の廃棄物処理設備の運転を停止します。



【廃液処理設備の概略】

(参考) 用語等の説明

・性能維持施設

周辺公衆及び放射線業務従事者の被ばくの抑制又は低減の観点から、廃止措置期間中に性能を維持すべき施設

・廃液蒸発装置

放射線管理区域内で発生した放射性液体廃棄物を、蒸気の熱により沸騰させ、蒸留水と濃縮液に分離する装置

・アスファルト固化装置

廃液蒸発装置において発生した濃縮液をアスファルトと混合し、ドラム缶に詰めて固化する装置

以上